

## 《 83期 年間重点事項 》

### 1. 2024年度 全社安全衛生目標

- ※目標値
- ・度数率 0.40 以下
  - ・強度率 0.02 以下

### 2. 重点方針

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
- (2) 高温下での作業に伴う災害防止
- (3) リスクアセスメントの確実な実践と、外国人労働者への教育強化
- (4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成

### 3. 重点施策

#### (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶

- ① 『開口部ゼロ』対策の実践と指差呼称、音声標識等の標準設置による注意喚起の強化（落下防止設備の先行設置と維持管理の強化）
- ② 玉掛け作業時の『3・3・3運動』の定着及び吊荷直下の立入禁止の徹底
- ③ 重機区画と誘導者配置の徹底、作業計画に基づく安全対策の確実な実施

#### (2) 高温下での作業に伴う災害防止

- ① 健康KYによる健康状態の把握と適正配置の実施（空調服着用・体調不良時の報告徹底）
- ② WBGTに応じた休憩と水分・塩分補給の摂取（熱中症対策の環境整備）
- ③ 声掛けにより注意力低下に伴う事故・災害の防止
- ④ 救急車手配に至らないよう、早期に作業をやめさせる。

#### (3) リスクアセスメントの確実な実践と、外国人労働者への教育強化

- ① 安全基本3行動『ひと声かけ、現地KY、ひとりKY』実践の定着
- ② 適切な指揮系統（安全衛生責任者・作業主任者・外国人指導員等）による安全管理の強化
- ③ 外国人労働者の適正配置、作業中の指導及び作業確認の強化
- ④ 化学物質リスクアセスメントの徹底

#### (4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成

- ① 残業時間抑制（4週8休）による心身の健康確保
- ② 「健康経営宣言」に基づく快適な職場環境への環境整備（分煙・女性用トイレの設置等）
- ③ 高齢作業員の適正配置と作業内容の確認
- ④ 法令違反の防止（法令順守の指導・「万が一の場合」の報告の徹底）

### 《年間スローガン》

**安全：危険は 慣れと 油断と 気のゆるみ 抜くな点検！ 省くな手順！**

**環境：分ける知識と ひと手間で 資源増やして ごみ削減  
ゼロエミ目指して 次世代へ**

### 3月) 火災・爆発災害の防止、年度末労働災害防止強調月間、火災予防運動

- ①作業所の防火計画・管理体制を明確にし、火災発生時の緊急連絡先は一覧表にして、事務所、休憩場、作業所掲示板等に掲示しておくとともに災害防止協議会等で関係者に周知する。また役割担当者へは、普段から火災時の役割を認識させておく。
  - ・避難経路、消火器位置を図示化して周知
  - ・夜間、停電時の誘導標識及び非常誘導灯などの設置
- ②作業において火気を使用するときは、火気取扱い責任者を定め、事前に「火気使用届け」を提出させ、火気の使用後及び使用後の点検・確認を行う。
- ③火気を使用する作業においては、消火器・消火用水・砂等を適切な場所に配置させる。また、操業中の工場における改修工事の作業については、使用可能な消火器の種類を事前に確認しておく。
  - ・消火器は、防火対象物から歩行距離20m以内に設置し、耐用年数（使用期限10年）の確認を定期的に行う。
  - ・精密機械関連施設においては、粉末消火器は使用できないので事前の打合せを行う。
- ④引火物・爆発物等は、保管場所を定め具体的に危険物の表示をするほか、その付近での火気の使用を厳禁する。

アセチレンガスの保管数量は40Kg（7Kg/本）以下とする。また、アセチレン容器は立てて保管する。 ※ 40Kgを超える場合は、所轄消防署に届出が必要
- ⑤溶接・溶断等の作業では、特に周囲の可燃物を整理し防災シート等で引火防止の措置を講じる。
- ⑥ウレタンフォーム等を使用する断熱工事においては、材料の管理と火気厳禁を徹底させる。
- ⑦採暖は、場所を指定し責任者の許可を受けて行わせる。尚、採暖用に小型プロパンガスを使用する場合は、ボンベを屋外に設置するとともにCO<sub>2</sub>中毒・酸欠等に注意する。
- ⑧密閉された場所での採暖は、定期的に換気を行う。
- ⑨採暖場所、および火気使用場所では消火の確認を徹底させる。特に溶接・溶断作業後は、作業終了直後と時間をおいてからの再確認を行う。
- ⑩建設業 年度末労働災害防止強調月間の行事を、計画し実施する。
  - ・経営トップ、拠点長による安全衛生パトロールの実施
  - ・安全衛生協議会、安全衛生大会の開催
  - ・作業所内安全設備、福利設備等の点検是正による作業環境の改善
  - ・工程輻輳による災害防止のため連絡調整を徹底する

- ・安全衛生教育の実施等
- ・作業手順書の内容について再度確認し、手順の不備、見落としがないか確認する
- ・工事部長、工事長、安全(品質)環境室長は、作業手順周知会が実施されているか確認する
- ・作業手順・リスクアセスメントの実施とリスク低減措置の確実な実施  
(作業中の作業所長、職長の巡視により指導を行う)